

議案第 3 1 号

大口町都市計画税条例の一部改正について

大口町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 2 年 3 月 3 1 日提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）等の一部改正に伴い、所要の整備を図るため必要があるからである。

大口町都市計画税条例の一部を改正する条例

大口町都市計画税条例（昭和３８年大口町条例第１７号）の一部を次のように改正する。

附則第１２項中「第２項、第１３項、第２８項、第２９項、第３３項、第３６項、第３７項、第３９項、第４０項、第４２項から第４５項まで、第４７項、第４９項から第５５項まで若しくは第５７項」を「第１項、第９項、第２３項、第２６項、第３０項、第３１項、第３３項から第３６項まで、第３８項、第４０項、第４１項、第４３項若しくは第４６項」に改める。

附 則

- １ この条例は、平成２２年４月１日から施行する。
- ２ この条例の規定による改正後の大口町都市計画税条例の規定は、平成２２年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成２１年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

大口町都市計画税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
附 則 12 法附則第15条第1項、第9項、<u>第23項、第26項、第30項、第31項、第33項から第36項まで、第38項、第40項、第41項、第43項若しくは第46項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第31項から第33項まで」とあるのは「若しくは第31項から第33項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。	附 則 12 法附則第15条第2項、第13項、<u>第28項、第29項、第33項、第36項、第37項、第39項、第40項、第42項から第45項まで、第47項、第49項から第55項まで若しくは第57項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第31項から第33項まで」とあるのは「若しくは第31項から第33項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。